

平成25年第2回美祢市議会臨時会会議録

平成25年5月24日(金曜日)

1.出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原真一	6番	岡山 隆
7番	高木法生	8番	萬代泰生
9番	三好睦子	10番	山中佳子
11番	岩本明央	12番	下井克己
13番	河本芳久	14番	西岡 晃
15番	荒山光広	16番	徳並伍朗
17番	竹岡昌治	18番	村上健二
19番	秋山哲朗		

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局補佐	岡崎基代
議会事務局係	大塚 享		

4.説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	福田和司
建設経済部長	伊藤康文	総合観光部長	藤澤和昭
総合観光部長	繁田 誠	総務部長	大野義昭
観光総務課長	白井栄次	総務課長	細田清治
総務課長	西山宏史	総務課長	井上孝志
財政課長	三浦洋介	税務課長	綿谷敦朗
市民福祉部長	永富康文	市民福祉部長	山田悦子
市民課長	金子 彰	健康増進課長	西岡博和
市民福祉部長	倉重郁二	総合観光部長	奥田源良
地域福祉課長		観光振興課長	
教育長		教育委員会	
病院事業局長		事務局	
管理部長		消防長	
支所		秋支所	
		芳所	

上下水道事業局長
会計管理者
農業委員会事務局長

久保 毅
杉原 功一
末藤 勝巳

建設経済部長
建設経済部
査務委員局長

松野 哲治
小田 正幸

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認について（平成24年度美祢市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第 5 議案第 2号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第 3号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 7 議案第 4号 専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 8 議案第 5号 専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第 9 議案第 6号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 10 議案第 7号 平成25年度美祢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 8号 平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 9号 平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 10号 美祢市固定資産評価員の選任について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。只今から、平成25年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、このたび中国市議会議長会及び全国市議会議長会において表彰があり、表彰状及び記念品は、先般、伝達をいたしました。

被表彰者のお名前を事務局長から報告をいたさせます。

議会事務局長（石田淳司君） それでは御報告申し上げます。

中国市議会議長会表彰、議員特別表彰、正副議長6年以上、秋山哲朗議長。議員普通表彰、議員8年以上、岩本明央議員。全国市議会議長会表彰、議員10年以上、荒山光広議員、西岡晃議員。

以上、御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 次に、4月の人事異動によりまして、職員の移動がありました。この際、執行部より紹介がございますのでよろしく願いいたします。林副市長。

副市長（林 繁美君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうから、4月1日付の人事異動に伴います本日出席の職員を紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左側から紹介をいたします。市長統合戦略局長、篠田洋司でございます。続きまして、観光総務課長、繁田誠でございます。続きまして、総務課長、大野義昭でございます。続きまして、財政課長、白井栄次でございます。続きまして、税務課長、細田清治でございます。続きまして、市民課長、西山宏史でございます。続いて、議長席向かって右側にまいります。消防長、西岡博和でございます。続きまして、美東総合支所長、倉重郁二でございます。続きまして、秋芳総合支所長、奥田源良でございます。続きまして、会計管理者、杉原功一でございます。続きまして、監査委員事務局長、小田正幸でございます。最後に、議会事務局、大塚享でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第1号から議案第10号までの11件と、事務局からは会議予定表でございます。本日、机

上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、萬代泰生議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

市長（村田弘司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5月臨時会の冒頭に当たり、2件の案件について御報告させていただきます。

初めに、先日4月11日、広島高等裁判所において判決言い渡しがありました「怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟控訴事件について」いわゆる配食サービスに関する訴訟について御報告をさせていただきます。

この案件は、旧美祢市における平成15年度と平成18年度の配食サービス委託料の過払いに関する事件であり、配食サービス事業者が配食サービスの委託料を多く請求して市に損害を与えたとして、市が当該配食サービス事業者に対して損害賠償を請求することの義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟であります。

平成23年8月24日、山口地方裁判所における第一審判決は、「市は、配食サービス事業者に対して総額で347万1,909円と年5分の遅延損害金を合わ

せて請求することと、市がこの金額を配食サービス事業者へ請求しないことは違法」という内容の大変厳しい結果となったところであります。

しかしながら、この判決を容認をいたしますと、配食サービスの受託事業者が今後、本事業から撤退をすることも考えられ、そうなりますと、生活弱者とも言えます利用者の方々に直接大きな影響を及ぼしかねないという事態が憂慮され、市民の皆様への安全・安心を確保するためのサービスが低下することや衰退をすることはあってはならないという判断から、平成23年9月7日付で広島高等裁判所に控訴しておいたものであります。

これまでの経緯については、平成23年9月議会においても御報告したとおりですが、この第二審、いわゆる控訴審の判決の言い渡しが、去る平成25年4月11日に広島高等裁判所において行われたところであります。

判決の内容については、既に新聞等で御存知とは思いますが、配食サービス事業者に対して第一審判決後、税務調査が行われまして、配食サービス事業にかかわる収支精算額においては、原材料費、人件費、管理費は、税務調査の結果に基づいて修正をして算出するのが相当であるとされ、一食当たりの収支精算額は平成15年度と平成18年度ともに1,000円を超えるとの判断をされました。

この第二審の広島高裁の判決結果は、冒頭に申し上げました第一審の山口地方裁判所の原判決中、控訴人敗訴部分を取り消し、この取り消しにかかわる被控訴人の請求をいずれも棄却をし、訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とするという、市の勝訴となる判決となりました。市といたしましては、主張が認められたと、妥当な判決であるというふうに思っておるところであります。

今後も配食サービス事業を実施をいたしまして、福祉の向上を図りたいというふうに考えておりますので、今後の福祉行政の推進に、議員の皆様方また市民の皆様、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2件目といたしまして、進出企業の事業進捗状況の報告をさせていただきます。

まず、大阪市に本社がございます金属加工メーカー「トーフレ株式会社」の事業進捗状況についてであります。

同社の事業計画につきましては、変更の申し出がございました件について、さきの平成24年12月の議会冒頭に報告させていただいたところでありますが、その

際に説明をさせていただいたメガソーラー事業について、その後の経過を報告をさせていただきたいというふうに思います。

このたびの事業展開については、美祢工業団地の一角にありますトーフレの会社所有の土地約3ヘクタールに対し、国産製のソーラーパネルを8,316枚配置し、出力容量1,953.6キロワットの県内最大規模のメガソーラーを設置するものでありまして、本年4月18日に地鎮祭を終えられ、工事に既に着手をされておられます。今後、来月になりますけれども、6月、7月にかけて、先ほど申し上げた八千数百枚のパネルを設置をし、7月の末ごろには試験運転、8月中に売電を開始されるとの報告を受けておるところであります。

既に工事に着手をされておられまして、市内の業者のほうも活用していただいております。さらに、維持管理についても、引き続いて市内発注をいただけるのとトーフレからのお話をいただいていることもつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

次に、これも平成24年12月議会冒頭に報告をさせていただきました「福岡トランス株式会社」の事業進捗状況についてであります。

「福岡トランス株式会社」におかれましては、その後、順調に工場の建設が進められまして、今月5月29日ですから、きょうから言えば来週になりますけれども、水曜日には竣工式がとり行われる予定となっております。

このたびの進出は、先に報告をさせていただいておりますとおり、主要取引先である美祢市内の企業へ部品を納入するための拠点として整備をされ、美祢工業団地の一番西側の土地約8,000平方メートルにおいて、約2,000平方メートルの倉庫兼加工場を建設され、予定どおり7月には操業されるというふうになっております。

従業員の雇用についても、御理解、御協力を福岡トランスのほうからいただいております。新たに市内の9名の方の地元雇用が生じ、5年後には20名の雇用を考えておられ、引き続き事業の拡大を期待をいたしておるところであります。

今後においても、私、市長自らトップセールスを初めまして積極的な企業誘致活動を行い、1企業でも多くの企業進出に結びつけられるよう努力をしたいというふうに考えております。

以上、2件についての御報告をさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 日程第3、報告第1号美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についてから日程第13、議案第10号美祢市固定資産評価員の選任についてまでを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成25年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました報告1件、議案10件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についてであります。

これは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年度から平成28年度を目標年次とする4年間の計画を策定いたしましたので、同条第8項の規定により報告するものであります。

議案第1号は、専決処分の承認についてであります。処分事件は平成24年度美祢市一般会計補正予算（第8号）であります。

このたびの補正は、平成25年3月27日、死亡により退職した職員の退職手当の支給に当たり、退職手当2,633万9,000円の増額補正をしたものであります。

この財源としては地方交付税を同額の2,633万9,000円計上し、その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億4,169万5,000円としたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律は平成25年3月30日に公布され、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置の廃止等をしたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容としましては、本条例の附則第12項の読替規定において引用している地方税法附則第15条固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の廃止による条項の廃止に伴う項番号の所要の改正をしたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の内容としましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条に定める基本計画の同意の日を平成26年3月31日までとしたものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第5号は、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものであります。

改正の内容といたしましては、本条例の適用期限を平成27年3月31日までとする延長を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第6号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容を2点御説明いたします。

まず1点目は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行された方と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、その後3年間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講じることとするものであります。

2点目は、国民健康医療保険の保険税の減免措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り、当該移行された方を含めて算定することとしている措置を、期限を区切らない恒久措置とするものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第7号は、平成25年度美祢市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、衛生費において地域医療推進事業に係る貸付金を180万円増額するものであります。

本市では、平成25年度におきまして、美祢市の地域医療を守り、育てるための施策として市内病院等の看護師を確保するため、看護師を志す人に対する奨学金制度を創設をしたところでありますが、当初予算におきまして対象者5名を見込んでおりましたところ、選考の結果8名に貸し付けることとなりましたことから、その不足分の追加補正するとともに、この奨学金の支出が平成26年度以降も継続することから、債務負担行為により次年度以降の支出予定額を設定するものであります。

補正の財源といたしましては、ゆたかなまちづくり基金を歳出と同額の180万円繰り入れることといたしております。

以上によりまして、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,480万円とするものであります。

議案第8号は、平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

これは、平成24年度の観光事業特別会計の決算見込みにおいて、平成24年度の単年度収支では2億6,251万9,000円の黒字が見込まれますが、平成23年度の赤字に対する繰上充用金が7億3,373万4,000円必要としたことから、差し引き4億7,121万6,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成25年度予算の補正を行うものであります。

この繰上充用に伴い、予備費を2億4,300万円減額することとし、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,821万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,853万7,000円とするものであります。

議案第9号は、平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

これは、平成24年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の償還金の未納により2,972万5,000円の歳入不足が見込まれますので、地方自治法施行令第166条の2により、これを繰上充用するため、平成25年度予算の補正を行うものであります。

以上により、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,972万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,153万7,000円とするものであります。

議案第10号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価員につきましては、税務課長の職にある者を選任しておりますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に異動がありましたので、新たに税務課長となりました細田清治を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第

404条第2項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出をいたしました報告1件、議案10件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより報告並びに議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号美祢市における障害者のための施策に関する基本的な計画についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。美祢市障害者計画の3ページですが、2点お尋ねいたします。

この3ページなんですが、この基本計画の期間というのがございます。その中の説明の中で、なお、計画期間内であっても新たな社会情勢の変化等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行いますとありますが、これは本当にあり得るのでしょうか、確認です。

議長（秋山哲朗君） 三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 三好議員の質問にお答えします。

この計画書に書いてありますとおり、計画の関連法・制度の改変、新たな社会情勢の変化等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行いますと記載しておりますとおり、この協議につきましては美祢市地域自立支援協議会という協議会がございます。その中で、この策定をする際にも3回程度の御協議をし、御意見をいただいております。

また、市民の皆様につきましても、パブリックコメント等実施し、また、議員の皆様方につきましても、2回の御説明をさせて、御意見等を賜っているところでございますので、この4年の期間中に社会情勢等の変化があれば、まずもっては美祢市地域自立支援協議会においてこの協議会を開催し、協議をして、その中で変更等が生じれば協議会の最終的な結果を受けて計画書を見直すということもあり得ると考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） ありがとうございます。

それから、この中に障害者の方のアンケートがたくさん載ってます。その中で一

番気にかかることは、障害を持たれた本人と家族の方、特に御両親の方、おふたりの方の関係で、障害になられた子供さんが、もし、今までの御支援を受けられておられる方は、このアンケートの中にもありますけど、両親だとあります。

それで、障害を受けた方が、両親が亡くなられたときはどうなるんだろうと、そういった心配が一番強いと思います。そして御両親の方でも、親が死んだらこの子はどうなるんだろうっていうそういった心配が一番強いと思います。そういった面で、この中に、どの部分にそれが反映されているのかなと思ったんですが、説明をお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 同じく三好議員の質問にお答えします。

計画書の41ページにおあげいただきますと、基本目標ということ掲げて、その中でそれぞれまた四つの基本方針を定めております。その中で、今お話の御両親が亡くなって子供さんの生活等の計画の内容ですけれども、この基本方針の中のどれということも具体的にすぐお答えも難しいんですけれども、1から四つありますので、その中で総合的に計画書の中に盛り込んでいるというところで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか。竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねしたいんですが、以前は精神障害者が県の管轄であったと思うんです。もう、市に移行されて10年、10年までにならんのかな、10年近く私はなるだろうと思うんですが、この計画も見せていただくと、どうもその施設をつくって、そうしたもののの中に入れてという考え方が強いようなんですね。

昔は、県は社会適応訓練所ということで、企業にその受け皿を求めておったんです。で、それぞれの企業が訓練支援の認定を受けて、そうした方々を迎え入れて、時によっては一人に対して一人の職員つげんにやいけんという状態も起きてたわけですが、その後、これも廃止されました。

そうしますと、今残ってる制度はトライアル雇用制度しか残ってないんです。このことについてはちらっとは書いてあるんですが、雇用の支援ということがあっても、その企業をどうするのかということが、いまいちちょっと読み取れないんで

す。

障害者の基本法の49条の2においては、市町村はそうした障害者福祉サービス事業の利用についてですから、サービス事業ということが単なる施設の利用だけじゃなくて、そうした雇用を通じて、あるいは働くことを通して、健全な社会生活ができるように支援していくというのが大きな目的であろうと思うんですが、その辺はどのように考えて、これ、計画がつくってあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 三浦地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（三浦洋介君） 竹岡議員の質問でございます。

計画書におきましては、先ほどトライアル雇用ということのお話ございました。一応、計画書の15ページにトライアル雇用ということで、説明を下の括弧書きでさせていただいております。

現在、その障害者の就労支援ということで、ハローワークさんを中心に連携をとって進めておるところでございますけれども、計画書の中では少しそのあたりの就労についての記載が少なかったようにも感じておりますけれども、一応このあたりで記載をさせていただいておるといふことの御理解と、今後、竹岡議員さんのお話等を勘案しながら、また、美祢市地域自立支援協議会の中でも進捗状況等の中で御報告もさせていただき、今後の計画の推進に向けて努力したいと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） なぜこんな質問をしたかっていうと、実は、私は十数年間、社会適応訓練所ということで職員を抱えていたんです。で、ほかの従業員の皆さんから、社長、こんなことをしよると会社は潰れるよと、まあ見事に潰れましたけど。

そういうことがあって、なかなか企業がこのトライアル雇用といっても、今課長が答弁されましたけど、現状しか書いてないんですね。何人それが常勤雇用者になった、正規職員になったとか、課題と現況についてはよく整理されているんです。じゃあ何をすんかっていうのが見えてないんです。

従って、この分野については、県から市に移行してまだ年数がたってません。従って、どうしても忘れがちなことなんです。で、これを積極的に受け入れていただく事業所、これらがあらわれた場合、それをきちんと支援するという方向につい

ては何ら触れてないんですが、お考えとしてはあるかどうか、その辺をお尋ねして
終わりたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問ですが、この社会というのは乳児もおられ
るし、お年を召した方もおられるし、年齢もさまざま。そして、性で言えば、女性
もおられるし、男性もおられる。そして、世の中には、生まれつき生きづらいもの
を背負われた方もいらっしゃるし、そういう方を家庭に持っておられる御家庭もあ
るということで、お互いがお互いの立場をおもんばかって、そして生きていくとい
うのがこの社会だろうと思います。

その大きな意味で言えば、パブリック、公共というのは、美祿市ではそのことを
フォローして、社会がきちっと構築できることをやっていくのが我々の役目だろう
というふうに思ってます。その意味においても、今、竹岡議員がおっしゃったよう
な形で、私は今後もきっちりそういうふうな方々に対して、自信を持って、誇りを
持って生きていけるようなこの美祿市をつくりたいというふうに考えてますので、
その方向で進めるという強い覚悟を持っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 市長の今の総括的なお考えはよくわかりましたんですが、
私がお尋ねしたのは、私も今の社会訓練適応所の事業が終わった後、相談委員さん
から相談を受けて、トライアル雇用を確か2名の方を引き受けたんですが、事業縮
小したためにお断りをしなくちゃならない状態になったわけですが、御承知のよう
に風評被害が多いわけですから、私の場合は、そういう状態が起きて。

ただ、私が今申し上げたのは、今後、これ、幾ら政府が障害者の雇用率を高めよ
うとしても、引き受けてくれる企業を今からつくっていかないと、トライアル雇用
はまだ十数名ぐらいでしょう。

一番問題は、美祿市全域で隠れた障害者が500人もおるんですね。認定を受け
られた方はいいんです。で、その方たちをどうやって引き受けるかということ、やっ
ぱし理解のある企業を育てていかないとだめだと。そのことに触れてないが、今後
そういう企業があらわれたら、ちゃんと取り上げてやっていただけるかどうかとい
うお尋ねをしたんですが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） もう一步、踏み込んだ御質問だったと思います。

実は、秋吉台家族旅行村ありますけれども、この3月までは中高年の福祉事業団のほうにやっていたいてました。今は、また新しい指定管理者に変わりましたよね。その中高年雇用福祉事業団のほうにお願いをして、実は、その秋吉台家族旅行村には、今おっしゃったような方々を雇用していただいております。ですから、先ほど私、申し上げたように、ここで生まれ育てられて、そしてこの地元で生きていける、食べていける、で、自信を持って、誇りを持って生きていけるという雇用の場を確保するのは必要だろうと思います。

秋吉台家族旅行村というのは、市がお金を出しておりますから、その雇用の体系が取りやすかったということで、今、新しい指定管理者のほうに対しても、この雇用を継続していただくということを約束をしていただいて、今実際にそれを継続していただいておりますということが一つの例でありますけれども、今後も純粋に民間の企業とあわせまして、市がこういうふうな姿勢を示していっておれば、この御理解は賜るだろうというふうに思います。

全てはそこで雇用はしていただけないかもしれないけど、お一人とかお二人とか、どうか、先ほど申し上げたように、この社会というのは、お互いがお互いをおもんばかって生きているもんですから、そのことを御理解を賜る企業というのが恐らくあると思います。また、そういう経営者の方々のお考えもあると思います。

ですから、そういうふうな崇高な思いがある方々にとっては、そのことを御理解いただけるといいますので、私は市長としてその辺も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） 美祢市障害者計画ということで、こういう形で、ちゃんと今後の4年間について策定されております。ページ数は71ページありますけれども、きちっと皆読まさせていただきました。

その中で、就労社会参加の支援ということで、当面、私はこの3月同議会で、4月から優先調達推進法が施行されるから、どうか障害者継続就労支援A・B型、特にB型、収益が、何と言いますか、非雇用の場合なんですけど、そういったとこ

るで、今回早速一般質問においてしたところ、村田市長さんのほうから、台湾の「歓迎降臨」という、のぼり旗を早速10本つくっていただきまして、私らも、台湾南投県水里郷から来られた一行13名、通訳入れて20名近くでしたけれども、しっかりとこののぼり旗を持って歓迎することができました、その件。

そしてまた、目指せ世界ジオパークということで、また、世界認定を進めていかなくちゃならないということで、そういったのぼり旗も300本近く、一応障害者就労施設でパソコンで打って、そして機械に布をぐっと入れて、そしてカラーで印刷、そして字が浮き上がってくる。あとは耳をつけて棒をつけていくということで、そういったところを30本発注とか今後約束されてますので、工賃が非常に私は上がってくるのではないかと、そのように、市長が早速そこまで手を打っていただいたということに関しては、早い手の打ち方ということで感謝しております。

それで、その件はちゃんとありましたけれども、同じ障害者就労支援A・B型、A型というのは、例えばみのり園でパン工房、結構そこで働いている方たちの工賃がB型非雇用型の施設よりも非常に賃金がいいということで、そしてまた、自閉症でありながら非常に集中力があって仕事もきちっとやる、そういったところの方もおられると。

そうすると、福祉向上という形で、もっと工賃が上がるようなそういった仕組みというのを今後、私はきめ細やかなその障害者にあったような対応を、しっかりと社協とタイアップしながら組み込んで、仕事を、今、全国日本で障害者の方、三障害744万人おられるとも聞いております。実際、そのうち就労についておられる方は三十数万人ということで、なかなか仕事に就いておられない方も、仕事をしたいけれども就いておられないという方もたくさんおられます。

そういった面において、今後、きめ細やかな、例えば美祿市によってその福祉向上、空いてる、例えば大嶺高校とかいろいろもとのあります。そういったところに福祉向上、社会福祉協議会とタイアップして、そしてまた、B型非雇用型の就労施設の工賃が上がるような、そういった施設をしっかりと今後作り込んでいくと。そういったものをしっかりと美祿市が立て分けてここまでのことをやっているという、職員の数が限られていますから、難しいところもあると思いますけれども、その辺をしっかりと見据えた上で作り込んでいかにやいけんと思いますけれども、この4年の計画にはそれがありません。

だから、その辺について今後当然変えていかれると思いますけれども、その辺のお考えについてお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 福田市民福祉部長。

市民福祉部長（福田和司君） 只今の岡山議員さんからの御質問でございますが、先ほど来、竹岡議員のほうからも御質問がありましたいわゆる施設B型等の施設についての建設も、このたび秋芳町の秋吉のほうでB型の事業所が建設を予定されておりまして、そういった形での雇用の確保というのはできておりますが、民間企業に対するそういった働きかけも含めて、この計画の中では総括的な理念を中心に、この計画については示しておるという認識でありまして、その数の計画であったり具体的な計画について、先ほど議員さんのほうの質問がありましたことについても、今後、具体的に進めてまいって、企業へどういったアプローチができるか、市が新たな助成制度が可能かどうかも含めて、ハローワークも含めて、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問ですが、私のお話しすることは、理念の問題になります。これ、理念ということは今申し上げましたけど、福田部長が。

先ほどの竹岡議員の話にも通じますけれども、私はこの美祢市が、全ての方がお互いを差別感なしに思いあって生きられる社会をつくりたいと思っています。

ですから、就業雇用のことでの質問ですけれども、実は今、永富教育長もここにおりますけど、県の総合支援学校についても、ぜひとも美祢市に誘致をしたいということを常に県に働きかけております。行政としても話し合ってますし、市教育委員会サイドのほうにも、教育委員会のほうから働きかけてもらってます。

ですから、ここに生まれ育って、そして、教育もこの美祢市でそういう方々が教育をできる環境、そして、最終的にはその雇用もここで得られるという地域社会をつくりたいというふうに思ってますんで、その意味においても、そういうことを持っておられる方々が、この一生をここで自信を持って生きられる環境をつくっていく必要があると思います。

ただし、そのことには非常な努力と、そしてある意味お金も必要ですから、全体を考えながらその辺をやっていきたいと思っておりますけれども、私の頭の中では大きな

部分を占めてますので、今のジオパークとか、六次産業とか、国際交流という三つのエンジンを挙げてますけれども、それは皆さん方に対して、市民の方全員に対して、美祢市は大丈夫だよという誇りと夢を持ってもらうためにやっています。

その一方では、市民の方が安全安心にお暮らしになるということは必ず必要なことですから、それがあつたればこそ、それが大前提ということで、私は今いろいろ政策、施策をやっています。ですから、そのこと御理解を賜りたい。

ですから、岡山議員がおっしゃったように、美祢市の社会福祉協議会、大変、非常によくやってもらってますよ。本当にありがたいと思っています。ですから、一緒にスクラムを組んでいきたいと思います。どうか、議会サイドのほうも、議員を含め、議員の方皆様方がそのことを御理解を賜って、ともにこの素晴らしい美祢市ができるようにやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

6番（岡山 隆君） 先ほど、竹岡議員のほうも言われたんですけども、障害者の法定雇用率、これもきちっと明快に記載されております。その中で、民間企業、国、地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、それぞれ以下の割合、法定雇用率に相当する数以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないという形になっております。

それで、今回なんかは特に一般民間企業、これが1.8%ということで、これが平成25年の4月以降からこの従業員50人以上の給与に対して2%ということで、結構このハードルが高くなってきてるんですね。そういうところで非常に、特殊法人についても2.1がこの平成25年4月以降には2.3%、非常に今は、景気、経済、なかなかまだ中小零細企業までのこの賃金まで実際反映していない、そういったまだ厳しい状況であるわけでありましてけれども、そういった中であって、この民間企業の法定雇用率が上がったと。特殊法人もそう。そして、国、地方、公共団体も実際2.1が2.3という形で、非常にハードル高くなったと。

これに対して、今までと同じような対応であれば非常に難しい。それは、先ほど竹岡議員の形に質問出してお答えされたと思いますけれども、何か今までと変わった形での民間企業、また行政の手の打ち方でないと、努力したけれども旧態前と同じであったという可能性もあるということで、そういった民間の雇用しているところ

ろは、特にホームページでも法定定数を上がった雇用をちゃんとしておりますよという、そういうアナウンスといえますか、そういったこともしっかりと努力していく上での励ましになるようなことを行っていくべきではないかと思えますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） ちょっと、行政のほうのことを具体的に申し上げます。

実はこの美祢市障害者計画ができました。今回、報告を申し上げたところですが、美祢市も毎年職員採用試験を行っております。で、実はもう来年度の採用試験の準備に入っております。来年度は障害者雇用枠をつくりまして、公募をかける予定をしております。そのことを今、総務部長のほうにも指示しておりますので、今後インターネット等を通じまして、美祢市の市の職員の、新しい職員の雇用の試験の記録を流しますけど、その中に障害者枠というのを設けまして、新たにそういう職務の方を採用申し上げて、ともに市の職員が、障害をお持ちの方を職員として新たにまた採用申し上げて、ともに働くと、姿を市民の方にも広く知っていただくということがやっぱり大事だろうと思えますので、それを今やっていこうとしております。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 申しわけありませんけど、さっきの発言の中でちょっと訂正させていただきたいところが出まして、隣の議員から違やあせんかと言われてから、私、実は手元に持っておるのは障害者自立支援法の改正という本なんです、実はそのことが表紙だったため、法律名を間違えたと思います。49条の事業需要の調整等というのは、実は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、これの49条ということで訂正させていただきます。済いません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

この際、暫時11時10分まで休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前 11 時 12 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 1 号専決処分の承認について（平成 24 年度美祢市一般会計補正予算（第 8 号））の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第 1 号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 2 号専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第 2 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第3号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第3号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第4号専決処分の承認について（美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） お尋ねします。この固定資産税、4号ですが、これは県と市

の事業っていうことを聞いたんですが、固定資産税の減免の部分の補填はどうされてるのか。課税の方法もちょっとわからないんですけど、この免除した部分の補填はどうなるのかというのがちょっと教えていただきたいです。県が2分の1は持ってくれるのかどうか。お願いします。

議長（秋山哲朗君） 細田税務課長。

総務部税務課長（細田清治君） 今の三好議員の質問にお答えいたします。

これは、山口県と美祢市と企業と計画をしております、それに対する進出ですが、今の固定資産の課税免除が3カ年でございますが、それに対しては地方交付税が参入されております。

以上でございます。（発言する者あり）

県の補助はございません。地方交付税のほうで参入されております。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

9番（三好睦子君） 全額でしょうか。全部。

議長（秋山哲朗君） 細田税務課長。

総務部税務課長（細田清治君） 75%でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好議員よろしいですか。

そのほか、質疑はございますせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第5号専決処分の承認について（美祢市過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） これも、さっきの4号と同じ考え方でいいんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 細田税務課長。

総務部税務課長（細田清治君） 今の三好議員の質問にお答えいたします。

先ほどの企業立地と同じく、地方交付税で75%を補填されております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第5号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第6号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 提案説明の中で、4ページですが、1点目と2点目とありまして、1点目はよくわかりました。2点目もちょっとわかったような気がするんですけど、ちょっとこの分を見たときに2点目は云々とあって、該当を移行された方も含めて……とあって、5年までの間に限りってありながら、その後移行される方も含めて算定すること……とあって、期限を限らない恒久措置とするものであるとありますが、ちょっとここを、ちょっと詳しく、ちょっとお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

このたびの国保税条例の一部改正、改正の内容の中身が2本のうち、2本目の内容がちょっともう一つよくわからないという御質問であったかと思えます。

それで、この過去5年間いわゆる応益割と申しまして、国保税というのは所得割、資産割、それから均等割、平等割、四つの要素を積み上げて、その世帯ごとに国保税を算定させていただいておるものなんですが、その四つのうちいわゆる豊かさに関係のない部分を引いたものを応益割、すなわち均等割と世帯平等割を足したものを応益割と呼んでおります。

これまで平成24年度いっぱいまで、過去5年間において、この応益割の軽減という制度を実施しておりました。この応益割の軽減と申しますのが、世帯ごとのその収入に応じて、言いかえますと、その収入面における豊かさに応じて、端的に言いますと、御高齢の方で主たる収入源が年金の方が多いわけなんですけども、世帯の、例えば年金で申し上げますと、所得の合計額が33万円以下であれば、応益割については7割軽減いたしますよとか、そういう7割軽減、応益割の5割軽減、それから応益割の2割軽減という世帯別の所得の状況に応じてその軽減措置を講じさせていただくという制度を5年間設けておったところを、これを5年間という時限を切らずに、恒久化していこうという内容でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。三好議員。

9番（三好睦子君） わかりました。要するに、7割、5割、2割というのはずっと続くよっていうことですよ、5年に限らず。恒久措置だから。

議長（秋山哲朗君） 西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） 今おっしゃったように、ずっと永続的に軽減

措置を続けさせていただくという条例改正でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第6号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
三好議員。

9番（三好睦子君） 承認はいたしますが、この1点目について、この軽減措置が5年間はそのままですけど、後期高齢の国保と後期高齢の以下の中で、一緒にある人の軽減措置が今までは2分の1だったのが、5年目を過ぎて、6、7、8とその部分は4分の1になるよとそういったことで、今までは5年まででしたよというのはオーケーなんですけど、それ以後3年間を延ばしたということについてもいいですけど、4分の1になったということ、ずっと2分の1になるようにまた働きかけていただきたいことを述べまして、承認する意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第7号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第8号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第9号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

細田税務課長の退席をお願いいたします。

〔総務部税務課長 細田清治君 退席〕

議長（秋山哲朗君） 日程第13、議案第10号美祢市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

細田税務課長の復席をお願いいたします。

〔総務部税務課長 細田清治君 復席〕

議長（秋山哲朗君） 細田税務課長には、議会で美祢市固定資産評価員の選任について同意されましたので、この席からお知らせをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、議員の皆さんは教育民生建設観光委員会及び予算委員会の開催をお願いをいたします。

午前 11時29分休憩

.....

午後 1時50分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、執行部から発言の申し出があります。西山市民課長。

市民福祉部市民課長（西山宏史君） 先ほどの質疑の際に三好議員より御質問がありまして、国保税の一部改正の内容についてわかりやすく御説明せよということに答えた部分で修正がございます。

国保税の世帯の所得割の合計額の違いによるその国保税応益割の軽減の制度についてであります。先ほどの私の説明では、この制度そのものが、5年前できたときから5年間のその時限を区切って消滅する予定だったものが、今後も継続的に、恒久的に延長するように条例改正をするものだという趣旨で御説明を申し上げたんですけども、この世帯の所得によって応益割を軽減してさしあげるっていう制度そのものは、設定当初から恒久的に継続するという前提で設けられたものであります。

5年間で終わる予定だったものが、今後恒久的にいたしますよというのは、この制度全体のうちの所得の算定にかかわる部分でございます。

国保料の算定におきましては、特に世帯所得の合計額の違いによる応益割の軽減制度におきましては、世帯の所得が低いほうが保険料が安くなるという側面がございまして、それで、一つの世帯に御夫婦がいらっしゃるって、夫のほうが国保卒業されて後期高齢に行かれて、妻のほうが国保所帯に残っていらっしゃるという場合を想定すると、2人とも、夫が後期高齢に行かれても国保所帯は2人の扱いにしましょう。2人の扱いにすると、所得から控除さしてもらった部分が2人分となって控除する額が大きいので、所得が下がって有利に働きますよっていうその部分があるんですけども、この所得算定の部分、控除の考え方の部分が、5年を年限でその制度が

終わるということだったのが、このたびの改正で恒久化されたということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 日程第10、議案第7号から日程第12、議案第9号までを一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） 只今より、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第8号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第9号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第8号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。

執行部より、平成24年度観光事業特別会計において、単年度収支では2億6,251万9,125円の黒字決算となる見込みですが、平成23年度の赤字に対する繰上充用金として7億3,373万4,279円を要しましたことから、その差し引き額4億7,121万5,154円について、歳入が歳出に対して不足することが見込まれるため、平成25年度観光事業特別会計の歳入を繰り上げてこれに充てるものとし、補正するものです。

歳出は、前年度繰上充用金として、先ほど説明しました歳入不足見込み分4億7,121万6,000円を補正するものです。また、予備費として、このたびの歳入不足にかかる2億4,300万円を減額補正するものです。

次に、歳入は歳入欠陥補填収入として、先ほど歳出で説明しました前年度繰上充用金4億7,121万6,000円から、予備費の2億4,300万円を差し引いた額、2億2,821万6,000円を補正するものですとの説明がありました。

さらに、配付された資料により、詳細説明がされました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、平成26年度中に累積欠損金が解消されるということだが、今後の成

長戦略についてどのように考えているかとの問いに対し、執行部より、平成26年度の黒字達成を約3,000万から5,000万円と見込んでいます。今後、観光振興課、観光協会との連携を密にして、振興策を図りながら歳出の減を行い、基本的には現在の黒字額を維持しながら歳入を伸ばしていく計画ですとの答弁がありました。

また、市長より、財政健全化計画は2年で終了し、その後は黒字を地域振興、観光振興に結びつけていこうと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、今年度から取り入れている名刺を使った半額割引も好評のようであるが、半額割引券の窓口での処理の仕方はどうなっているのかとの問いに対し、執行部より、5月15日現在の半額割引の利用者数は202名となっています。窓口では複数人体制で、どの名刺で何人入ったかをチェックし、統計を出していますとの答弁がありました。

さらに委員より、ことしのゴールデンウィークの入洞者数はどのようになっているかとの問いに対し、執行部より、ゴールデンウィークの入洞者数は、秋芳洞3万8,283人、昨年比マイナス9.6%、景清洞1,551人、マイナス0.2%、大正洞1,009人、マイナス11.3%、養鱒場4,320人、12.9%増となっています。ことしのゴールデンウィークは、間に平日が入ったことと好天に恵まれ過ぎたため、屋外型の観光が伸びたことにより入洞者数が減少したのではないかと考えていますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

執行部より、平成24年度住宅資金貸付事業特別会計の決算見込みにおいて、歳出見込みが3,175万2,000円であるのに対し、住宅資金償還金の未納により歳入見込みが202万7,000円となり、差し引き2,972万5,000円の歳入不足が見込まれるため、平成25年度住宅資金貸付事業特別会計の歳入から繰上充用するため補正するものです。

歳出は前年度繰上充用金として、歳入は住宅資金貸付金元利収入として、それぞれ同額の2,975万5,000円を補正計上しますとの説明がありました。

本案に対する質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて、原案のとおり可決されました。

続きまして、その他として委員長私より、先日行われたジオパークのプレゼンテーションの状況はどうだったかとの問いに対し、副市長より、先日行われました日本ジオパークのプレゼンテーションに美祢市も参加しました。プレゼンテーションの参加は10箇所、そのうち単独市での参加は2箇所でした。プレゼンテーションは、10分間説明、10分間審査員から質問を受ける形で進められました。美祢市はパワーポイントを使いながら、これまでとこれからの取り組みについて説明をしました。

審査員から、なぜ秋吉台を前面に出さないのかという質問がありましたが、20年に合併した新しい市なので、一体感を醸成しながら市内全域にあるそれぞれの地質的な特徴に絞り込んで取り組んできたという説明をしました。今後の予定については、9月に審査員が2名現地審査に入れ、合格すれば10月の全国大会で認定されることになるとの答弁がありました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

予算委員長（高木法生君） 只今より、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第7号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第1号）につきまして、委員全員出席もとで審査をしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より、看護師奨学金貸付条例に基づき、平成25年度の貸付金申請者の募集を行ったところ、多数の申請があり、美祢市看護師奨学金貸付審査委員会で審査した結果、8名に貸し付けることが妥当との報告を受け、そのように実施することとしました。については、当初予算に対する不足分の補正を行うものです。

歳出については、4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費・19節負担金、補助及び交付金、004地域医療推進事業貸付金を180万円補正するものです。これは、当初予算計上分の5名分300万円に対して、不足する3名分に相当するものです。

また、これに伴う債務負担行為の補正については、限度額を2年間で540万円とするものです。

次に、歳入については、歳出に伴う財源として、ゆたかなまちづくり基金から180万円を繰り入れるものですとの説明がありました。

次に、主な質疑について御説明いたします。

委員より、申請者は何名あったのか。また、MYT等で随時看護師の募集がされているが、この制度で解消につながるのかとの問いに対し、執行部より、今回の申請は9名ありました。市立病院等の看護師の不足については、新規採用も予定していますが、今現在も不足していますので、随時募集をしているところです。また、市内の開業医の病院、特別養護老人ホーム等についても看護師が不足している状況のようです。今回で全てが充足することは難しいと考えますが、今回の8名のうち2名については来年度卒業予定であり、市内の病院に就職したいという意向のようです。今後もこのような形で進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員長報告を終わります。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより議案の討論・採決に入ります。

日程第10、議案第7号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号平成25年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて平成25年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆様には、2時20分から議員全員協議会を第1、第2会議室で開

催いたしますので、お集まりのほどお願い申し上げます。

午後2時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年5月24日

美祢市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

高木法生

”

萬代恭生